

## 診療報酬(検体検査関連)についてのお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別なご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび厚生労働省保険局医療課長発通知(平成30年5月31日付.保医発0531第1号及び第3号.平成30年6月1日適用)により、下記の検査項目の保険請求が可能となりましたのでご案内申し上げます。

謹白

### ◎新たに保険収載された検査項目

項目名	保険点数	区分
オートタキシン	194点	区分番号「D007」 血液化学検査 (生化学的検査(I))

ア オートタキシンは、区分番号「D007」血液化学検査の「48」Mac-2結合蛋白糖鎖修飾異性体の所定点数に準じて算定する。

イ 本検査は、サンドイッチ法を用いた蛍光酵素免疫測定法により、慢性肝炎又は肝硬変の患者(疑われる患者を含む。)に対して、肝臓の線維化進展の診断補助を目的に実施した場合に算定する。

ウ 本検査と区分番号「D007」血液化学検査「37」のプロコラーゲンⅢ-ペプチド(P-Ⅲ-P)、「38」のⅣ型コラーゲン、「40」のⅣ型コラーゲン・7S、「44」のヒアルロン酸又は「48」のMac-2結合蛋白糖鎖修飾異性体を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

#### ●弊社受託検附中

項目名	保険点数	区分
BRCAAnalysis診断システム (BRCA1遺伝子及びBRCA2遺伝子の生殖細胞系列の変異の評価)	20,200点	区分番号「D006-2」 造血器腫瘍遺伝子検査 (血液学的検査)

BRCAAnalysis診断システムは、区分番号「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査の所定点数2回分(2,100点×2)、区分番号「D006-4」遺伝学的検査「3」処理が極めて複雑なものの所定点数2回分(8,000点×2)を合算した点数を準用して算定できる。

ア 転移性又は再発乳癌患者の全血を検体とし、PCR法等により、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、BRCA1遺伝子及びBRCA2遺伝子の生殖細胞系列の変異の評価を行った場合に限り算定する。

イ 本検査は、化学療法の経験を5年以上有する常勤医師又は乳腺外科の専門的な研修の経験を5年以上有する常勤医師が1名以上配置されている保険医療機関で実施すること。

ウ 本検査は、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関で実施すること。ただし、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関との連携体制を有し、当該届出を行っている保険医療機関において必要なカウンセリングを実施できる体制が整備されている場合は、この限りではない。

#### ●弊社受託検附中



株式会社 **ビー・エム・エル**  
 本社：〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-3  
 総合研究所：〒350-1101 埼玉県川越市の場1361-1  
 ☎ 049(232)3131 FAX 049(232)3132

検査項目検索用  
アプリ B-Book



Google play

Available on the  
App Store



電子カルテはビー・エム・エル

